

2 平成28年度 保安検査・立入検査の結果について

1. 保安検査・立入検査実施状況
2. 検査における指摘件数・事例
 - (1) 製造施設
 - (2) 保安設備等
 - (3) 帳簿等

1. 保安検査・立入検査実施状況

※平成29年2月16日現在

実施機関	一般則(件)	コンビ則(件)	液石則(件)
愛知県	164	31	68
適合件数	123	19	37
不適合件数	41	12	31
高圧ガス保安協会	28	0	0
指定保安検査機関	101	8	67
認定保安検査実施者	0	17	0
合計実施件数	293	56	135

(1) 製造施設に係る指摘件数

※平成29年2月16日現在

項目	一般則	コンビ則	液石則
事業所の境界線、警戒標	1	0	0
可燃性ガス貯槽の塗装・ガス名表示	0	0	0
気密試験	7	8	1
開放検査(肉厚測定を含む)	1	0	0
沈下測定	1	0	0
圧力計・温度計の校正	3	1	0
安全弁及び放出管	0	0	0
電気設備の防爆構造等	0	0	0
バルブ等の誤操作防止措置	4	0	0
小計	17	9	1

※県での検査についてのみ

(2) 保安設備等に係る指摘件数

※平成29年2月16日現在

項目	一般則	コンビ則	液石則
通報設備	0	0	0
散水・消火設備	2	3	5
ガス漏えい検知警報設備	0	0	3
静電気除去措置	0	0	0
保安電力	1	0	1
緊急遮断装置	0	0	0
障壁・流動防止措置	0	0	0
除害設備	0	0	0
小計	3	3	9

※県での検査についてのみ

(3) 帳簿等に係る指摘件数

※平成29年2月16日現在

項目	一般則	コンビ則	液石則
危害予防規程	5	0	0
基準類	15	0	12
日常点検記録	13	1	8
定期自主検査記録	8	0	1
設備台帳	14	4	3
帳簿	1	0	0
保安教育記録	4	0	1
保安管理体制	0	0	2
製造の方法	0	0	0
小計	60	5	27

※県での検査についてのみ

指摘事例等

(1) 製造施設についての指摘事例等

- ・バルブ開閉標示の不備(標示の薄れ、標示札のはがれ等)
- ・安全弁元弁のハンドルに施錠等の措置がされていない
- ・気密試験時におけるバルブ等からの漏えい
- ・容器置場の警戒標の未設置、ペイントの薄れ
- ・容器置場の2m以内に自動車が停車されていた
- ・通報設備(拡声器)の予備電池が未設置
- ・必要な手続き(変更許可、軽微変更届等)を経していない施設等の変更

容器置場から2m以内に自動車を停車していた事例

一般則第6条第2項第8号二
容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除く)の
周囲2メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火
性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物
の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りではない。

保安法上は**自動車のエンジンの火花**も**火気**として取り扱われる
また、自動車の燃料のガソリン・軽油は引火性の物に該当する。

バルブの開閉標示等について (バルブ等の操作に係る適切な措置)

開閉状態や弁番号を標示札によって識別している事業所において、標示札が弁から落下している、又はマジック等による標示が経年等により消えてしまっている事例。過去にも同様の指摘事例が多く見られる。

標示札が簡単には落下しないような措置を講じる。標示が薄くなった場合には書き直しや取替えを行うなどの措置をすること。

バルブ等の操作に係る適切な措置

- ①バルブ等には、当該バルブ等の開閉方向を明示すること。(操作することにより保安上重大な影響を与えるバルブ等にあつては、当該バルブ等の開閉状態を含む。)
- ②バルブ等に係る配管には、容易に識別できる方法により、当該配管内のガスその他流体の種類及び方向を表示すること。
- ③製造設備に保安上重大な影響を与えるバルブ等のうち通常使用しないものには、施錠、封印又はこれらに類する措置を講ずること。
- ④バルブを操作する場所には、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、当該バルブ等を確実に操作するため必要な足場を設けるとともに、必要な照度を確保すること。

気密試験における漏えいについて

今年度の保安検査において、気密試験時にバルブ等からの漏えいが発覚する事例が16件あった。全ての事例において、バルブ等の増し締めやパッキンの交換等により漏えいはその場で改善された。

(2) 保安設備等についての指摘事例等

・防消火設備における不備

- a 水噴霧装置スプレーノズルの詰まり
- b 消火器の設置本数不足

・通報設備、保安電力における不備

- a 予備電池の未設置、数量不足
- b 予備電池が拡声器、懐中電灯等から離れた場所に備えられていた

・保安設備の作動不良

(ガス漏えい検知警報設備、インターロック等)

(3) 帳簿等についての指摘事例等①

・危害予防規程及びその他規定類

- a 危害予防規程に定める各種基準類の整理不足
- b 合併等に伴う事業所の名称変更が危害予防規程に反映されていない
- c 撤去した設備についての記載が残っている

・基準類

- a 基準類に記載された法令の条文が最新のものに更新されていない
- b 日常点検基準に具体的な基準値が示されていない

・日常点検記録

- a 日常点検の実施回数不足、実施記録漏れ
- b 日常点検記録が基準値を超過している
- c 日常点検基準に定められている様式と異なる様式を点検に用いていた

(3)帳簿等についての指摘事例等②

・定期自主検査

- a 必要とされる検査項目の未実施(圧力計、肉厚等)
- b 開放検査の未実施
- c 開放検査後の気密試験圧力が常用圧力以下
- d 気密検査の圧力、ガス種が不明
- e 検査の基準値が不明確

・設備台帳

- a 開放検査周期が不明
- b 誤記、記載漏れ

・保安教育

- a 保安教育計画が作成されていない
- b 保安教育の実施状況が不明

・保安係員選解任届の届出漏れ

日常点検記録について

製造事業所は使用開始時及び使用終了時に異常の有無の点検、1日に1回以上作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じなければならないとされている。

今年度の保安検査においては、

- ・日常点検の実施回数不足、実施記録漏れ
- ・点検記録が基準値を超えている
- ・日常点検基準に定められている様式と異なる様式を点検に用いている

等の指摘があった。

保安係員等の選解任について

保安係員の選任又は解任があつたにも関わらず必要な県への選解任届がなされていなかった事例。

原因としては届出の必要性を認識していなかった、届出のタイミングを誤認していたことによる。

	届出のタイミング
保安統括者 及び代理者	選解任後遅滞なく
保安技術管理者	前年の8月1日からその年の7月31日までの 期間内にした選解任をまとめてその年の8月1 日以降遅滞なく
保安企画推進員	
保安主任者	
保安係員	

代理者につ
いては選解
任の届出は
不要。

愛知県高圧ガス移動防災訓練について

保安検査の際に、愛知県高圧ガス移動防災訓練への積極的な参加を促しています。あわせて、訓練への参加・不参加の確認を行っています。

愛知県高圧ガス移動防災訓練とは

高圧ガスの輸送車両が事故を起こしたり、事故に巻き込まれたりすれば、その被害は不特定多数の人々に及び甚大となる可能性がある。

このため、県内の高圧ガス事業所関係者を対象に、高圧ガス輸送中における事故災害の拡大の防止に関する知識・技術・技能の向上を図ることを目的とした高圧ガス移動防災訓練を、愛知県及び**愛知県高圧ガス地域防災協議会**の主催により昭和48年から毎年実施している。

平成28年度は、10月19日に新城市において実施した。

高圧ガス地域防災協議会とは

昭和47年に各都道府県単位で設立された組織。

設立目的は、**高圧ガスの移動に係る災害の発生**
又は拡大の防止。関係業界が協力して地域的な防災組織を設立し、その**会員相互の互助活動**として、高圧ガスの移動時に発生した事故等に対し、効果的な応援活動を実施。

愛知県高圧ガス地域防災協議会は、県内の高圧ガス関係事業所によって昭和47年2月に設置され、1494事業所の会員によって構成されている。(平成28年3月時点)

訓練内容の例

訓練1 液化酸素タンクローリ事故発生時の通報及び応急措置訓練

(1) 目的

液化酸素を輸送中、トラックに追突され、配管に亀裂が入り液化酸素が漏えいしたことを想定し、イエローカードに基づいた乗務員の通報訓練及び防災事業所の受信体制並びに応急措置訓練を行い、通報、受信、応急操作技術を習得する。

あわせて消防署、警察署等の公設隊と連携し災害の拡大防止策を行う。

(2) 内容

- ア 消防署・警察署への通報・出動要請
- イ 防災事業所への通報
- ウ 防災事業所の受信
- エ 付近への火気使用中止を呼びかけ・避難誘導
- オ 消防署・警察署の出動、怪我人の救助及び災害拡大防止措置
- カ 防災事業所の出動及び漏えい防止措置

液化酸素タンクローリ事故発生時の通報及び応急措置訓練(H28)



展示内容の例

展示1 液化石油ガス用災害バルク供給システム等

(1) 目的

地震・豪雨等広域災害が発生した場合、避難住民等の暮らしを強かにサポートするLPガスバルク供給を活用した供給・消費に必要な機器（調理機器、高圧ホース、ガス栓、炊出し大釜等）を一体化した「災害用バルクシステム」を展示し、その使用方法等を習得する。

(2) 内容

- ア 災害用バルク容器（150kg）1基
- イ ユニット（燃焼器具、給湯器、照明器具）
- ウ バルク関連機器、発電機等

液化石油ガス用災害バルク供給システム等の展示(H28)



最後に
改めて！

高圧ガス保安法の目的

- (1) 高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制
- (2) 民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保すること。



H28高压ガス保安活動促進週間
ポスター

ご清聴ありがとうございました。

ご安全に！